

「JICA安全標準スペック作成にかかる予備調査」

(公告日：2018年2月7日／公告番号：国契-17-126) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P23	(2) その他の提出物 ②収集資料	<p>原則として資料・データは貴機構へ提出すると規定されていますが、以下の場合の取り扱いにつきご教示お願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権付き資料の場合 例えば、英国規格 (British Standards、略称BS) 等を業務で参照するため購入した場合、著作権が購入者(受注したコンサルタント)に付与される。このような著作権付きの資料について貴機構への提出が必要な場合、追加で貴機構分の著作権の購入が必要となると理解しています。この費用については応札時に定額で計上する80万円の直接経費には含まれていないという理解で宜しいでしょうか。 ・ウェブサイトから収集した資料 各国政府等のホームページ (ウェブページ) からダウンロードするような資料の場合、資料名とホームページのアドレス (URL) のリストの提出でよろしいでしょうか。 	<p>ご指摘のように著作権の関係で購入者以外への提供が制限されているような書籍については、調査終了後の弊機構への提出は不要です。</p> <p>かかる書籍購入の必要性については事前に確認させていただきます。(下記質問4への回答もご参照)。</p> <p>ウェブサイトから収集された資料については、ダウンロードした電子ファイルをCD-Rに焼いてご提出いただくことを想定しております。</p>
2	P25	10 支払い条件 (1)	「(1) 業務完了後の一括後払いとする」とありますが、前払いをお支払いいただくことは可能でしょうか。	入札説明書どおり「一括後払い」となります。
3	P32	1. (3) 定額で見積もる直接経費	「契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議」とありますが当初記載する80万円の内訳をご教示ください。	英国規格等、入手に際して有料である資料の購入費を想定しています。
4	P32	1. (3) 定額で見積もる直接経費	「業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。」とありますが、直接経費を適用する資料の購入の際、貴機構による事前承認手続き等はございますか。例えば、受注者が独自に購入資料を決定し購入する、または、購入資料を貴機構と事前協議し購入するのでしょうか。	<p>有料で購入し、かつ著作権等の問題から調査終了後に弊機構への提出が困難な図書・資料については、事前に弊機構にご相談ください。なお、ご提出頂くプロポーザルの中でかかる図書・資料の一覧とその購入希望理由を簡潔に記載したリストを含めて頂くと、受注後にかかる図書を購入する際の手続きが速やかになると思われます。</p> <p>著作権等の問題がなく、弊機構に提出が可能な資料については事前にご相談頂く必要はありません。但し、調査の趣旨に鑑み不適切と判断された場合には、事後的に精算をお断りする場合がありますのでご了承ください。</p>